

令和6年度事業計画

はじめに

本年度は、我々の業務に大きな影響を及ぼす相続登記の申請義務化がいよいよ始まった。他の法改正についても多くの変化をもたらすものではあるが、相続登記申請義務化は、司法書士制度にとっては、大きな変革である。その想いについては、新役員体制になって初めて発出した会長声明をご参照いただきたい。この改正に関して、日司連でも各単位会と協力体制で昨年度まで多くの事業を行ってきたが、当会も本年度の法改正施行に備えてきた。相続登記の申請義務化を市民の方々に理解を得られるよう周知事業を行うのはもちろんのこと、我々司法書士が国民の負託に応えるとともに、当会会員の受託を推進するための事業を引き続き行っていく。

課題である民間事業者の相続登記への参入についても市民が責任のない説明を受け手続きをしたことで不利益を被らないよう引き続き対応する。そのためにも、支部や関連団体と連携しながら、他士業・法務局・市区町村への働きかけを継続して行い、特に市区町村の首長への訪問など、司法書士の活用を促し、市民への法的サービスの提供を広範囲で行うとともに当会会員の受託推進に努めていきたい。

裁判所への対応としても、不在者財産管理人等の選任に関して家庭裁判所への働きかけや昨年度から改正法が施行されている所有者不明土地等管理人制度に関して地方裁判所へ対しての働きかけを行うなど、関連団体の協力を得ながら、司法書士の活用を促す働きかけを行う。

司法書士の使命である「国民の権利擁護」についても重点事業の一つとした。当会の社会問題対策委員会における活動によって市民に対する啓発についても注力する。その一つとして本年度は、「生きづらい」と感じている方々へのアプローチをテーマに啓発事業を行う。もちろん、社会的弱者や経済的困窮者への活動もあわせて行うが、数年かけて使命規定に沿った活動を今後も継続できるよう、事業展開していきたい。

以上、司法書士が市民から求められている社会的役割がますます増加している意識のもと、本年度は、以下の重点事業を中心に事業計画を実施する。

- ①所有者不明土地問題・空家問題への対応
- ②権利擁護に関する市民への啓発事業
- ③非司法書士排除の強化
- ④事業及び広報による会員の業務拡大への取り組み
- ⑤支部との相談事業の連携強化
- ⑥関連団体との協力による行政との連携強化
- ⑦研修受講義務単位取得の徹底
- ⑧組織財務の改革

各部署の事業計画詳細は以下のとおり。

法務総合事業部

<相談事業>

- ・相談会の開催、地方自治体や他団体からの依頼による相談員の派遣
- ・当番司法書士などの電話相談等の各種相談事業
- ・他士業との共同相談会の実施・協議会などの連携

<社会問題対策>

社会問題対策委員会では、自殺未遂者・子ども・女性・高齢者・障害者・貧困者等の社会的弱者の方々の保護のため、下記の三つのワーキングチームに分かれて活動を行う。

<自死・医療現場問題ワーキングチーム>

- ・医療機関との連携による自殺未遂者等に対する相談事業の整備及び拡大
- ・医療機関関係者向けの勉強会の実施
- ・会員を対象とした自死対策に関する研修会の開催（年度内3回を予定）
- ・依存症問題への対策の実施
- ・地域自殺対策会議、地域自殺対策包括相談会、学会・研修会等への委員並びに講師の派遣

<高齢者及び子ども等の権利擁護ワーキングチーム>

- ・子ども及び女性の権利擁護に資する事業
- ・高齢者及び障害者等への権利擁護に資する事業
- ・権利擁護に関する会員向け勉強会開催事業

<生活再建支援ワーキングチーム>

- ・寿町相談会などの経済的困窮者に対する各相談会、他団体との連携による相談会の実施
- ・人権侵犯に関する相談、障害者等に対する相談事業及び救済事業
- ・消費者問題に関する取組み並びに相談事業

<法教育>

- ・神奈川県教育委員会との連携、中高校生に対する従来からの法律講座と体験型を加えた法律講座の実施
- ・法律講座の講師派遣のための研修や資料作成・講師名簿の作成
- ・市町村各地での親子法律教室の実施
- ・オンライン（ZOOM）での子ども法律教室・高校生法律講座の実施
- ・法教育に関する法教育関連イベントや他団体主催のシンポジウム等への委員派遣
- ・成人年齢引下げに伴う若年層に対する啓発・相談事業

<法テラス推進対策>

- ・法テラスとの連携強化のため、協議会等の会議体への出席
- ・法テラス利用についての基礎知識に関する研修や周知活動
- ・法テラスホットラインの定着化と安定運用

<空家問題対策・相続登記推進>

- ・相続登記義務化に伴う市民公開講座などの周知・推進事業
- ・所有者不明土地等管理人に関する推進事業
- ・各市区町村の協議会や特定空き家審査会への参加などによる市区町村との連携の強化
- ・神奈川県関連の各団体との連携の強化
- ・相続登記の促進・拡大につながる事業の実施
- ・空き家活用相談会・講演会・空き家予防講演会などの推進

<災害対策>

- ・東日本大震災の被災者支援及び災害や疾病などに関する相談関連事業
- ・令和6年能登半島地震の被災者支援
- ・会員を対象とした災害対策関連の研修会の実施

企画部

- ・登記実務に関する検討・法務局等に対する照会、会員への情報提供
- ・会社・法人登記ホットラインの運営
- ・企業法務支援事業を担う神奈川県や税理士会等との連携及び共催事業の開催
- ・神奈川県農業会議との連携及び共催事業の開催
- ・民事事件・家事事件の受託推進のための企画及び研修会実施
- ・少額裁判報酬助成制度の運営
- ・財産清算人及び財産管理人名簿及び遺言執行者名簿の管理、運用及び研修会実施
- ・遺産承継業務に関する研修会を含む情報提供及び実務相談
- ・労働電話相談の運営、労働事件受託者名簿の管理・運用及び研修会実施
- ・国家賠償法にかかる損害賠償請求事務委任に関する受任者名簿の管理、運用及び研修会実施
- ・民事信託支援業務に関する企画、研究及び研修会の実施
- ・民事信託相談員名簿の管理、運用及び研修会実施

広報部

- ・自治体等と連携した広報に関する事業
- ・広報誌（D u r a n t a）の発行、ホームページ・SNS、デジタルコンテンツの制作、デジタルサイネージを利用した広報、駅構内広告、チラシ製作、その他あらゆる媒体を利用した司法書士のサービス優位性を戦略的にアナウンスする取り組みに関する事業

- ・相談会等当会の活動を広報する事業
- ・組織内広報として、会報誌（メルマガやまゆり）の発行に関する事業

研修部

- ・新規合格者等に向けた新人研修会の実施
- ・簡裁訴訟代理等能力認定考査受験のための特別研修会の実施
- ・年次制研修会の実施
- ・会員研修会の実施
- ・登録3年以内会員向け研修の実施

経理部

- ・退会者未納会費の徴収
- ・財務会計に関する規則・規程等の見直し
- ・効率的、効果的な予算執行の徹底

総務部

- ・会員に対する苦情の適正な対応及び会員への指導
- ・非司法書士行為に対する監視及び警告の強化並びに他会との連携
法務局実態調査集計作業の効率化
非司情報の集積及び個々の事例への対応
不動産登記法令改正から想定される非司行為への対応策の検討

事務局

- ・ICT（情報通信技術）による事務の効率化
- ・ダイバーシティマネジメント（多様な働き方の受容）
- ・ハラスメントへの予防・対応・対策

調停センター

- ・ADRの利用促進に向けた活動
- ・調停人養成のための研修会の実施
- ・特定和解、仲裁の利用促進